

簡易入札（見積競争）公告

次のとおり簡易入札（見積競争）に付します。

令和7年8月18日

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
契約担当役

港湾空港技術研究所長 河合 弘泰

（公印省略）

1. 簡易入札（見積競争）に付する事項

(1) 件名及び数量

港湾等海域における栄養塩等水質分析業務

（仕様書による） 一式

(2) 履行場所及び履行期間

履行場所 受注者施設

履行期間 契約締結日 から 令和8年1月23日 まで

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 港湾空港技術研究所長から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (3) 国土交通省国土技術政策総合研究所副所長から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、当所に対する適正な契約の履行が確保される者であること。

3. 契約条項を示す場所、簡易入札執行に関する説明事項及び仕様書を交付する場所

(1) 〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬三丁目1番1号

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 管理調整・防災部 管理課 契約係

TEL 046-844-5039 , FAX 046-841-8307, MAIL nyuusatsu@p.mpat.go.jp

(2) 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所ホームページ

(<http://www.pari.go.jp/about/procurement/bid/simple/>)

4. 簡易入札説明会の開催の有無 無

5. 簡易入札執行に関する説明事項及び仕様書に対する質問の受付

- (1) 質問は文書（様式任意。A4版）により行うものとし、持参、郵送（ただし、受付期間内に必着のこと。）、FAX（ただし、着信を確認すること。）、メールのいずれの方法でも可能とする。なお、文書には、回答を受ける窓口の部署、担当者氏名、電話、FAX番号及び電子メールアドレスを併記すること。

(2) 受付担当部署 3. (1)と同じ。

(3) 受付期間

令和7年8月19日 9時 30分から 令和7年8月25日 16時 00分まで

（期間中の土、日及び祝祭日を除く。）

6. 見積書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

見積書の提出は持参又は郵送（ただし、(3)の提出期限までに必着のこと。）による。
その他の方法による提出は認めない。

(2) 提出先

3. (1)と同じ。

(3) 提出期限

令和7年8月26日 9時10分 まで

なお、見積書の提出は、2. に掲げる競争に参加する者に必要な資格に関する事項（要件）を全て満たしていることを前提として行うこと。なお、当研究所が見積書を受け付ける際には、要件を満たしていることを確認するために資料提出等を求める場合があるので、その場合に対応できる体制を整えて見積書を提出すること。

7. 開札の日時

令和7年8月26日 10時10分

8. その他

(1) 入札及び入札の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 簡易入札保証金及び契約保証金 無

(3) 見積書の無効

2. に示した競争参加資格のないものが提出した見積書及び見積競争に関する条件に違反した見積書は無効とする。

(4) 入札参加の意思表示

令和7年8月25日 16時 00分 までに3. (1)に示す場所へ口頭又は書面（様式任意）もしくはメールのいずれかの方法で意思表示を行うこと。

なお、期限までに入札参加の意思表示を行わない者の入札は認めない。

(5) その他

詳細は「簡易入札執行に関する説明事項」による。

※本件に関する問い合わせ

〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬三丁目1番1号

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 管理調整・防災部 管理課 契約係

TEL 046-844-5039 , FAX 046-841-8307, MAIL nyuusatsu@p.mpat.go.jp

簡易入札執行に関する説明事項

1. 見積等

- (1) 簡易入札に参加をしようとする者（以下「見積人」という。）は、簡易入札（見積競争）公告、簡易入札執行に関する説明書、仕様書、図面、契約書（案）（以下、「仕様書等」という。）を熟覧のうえ、簡易入札に参加をして下さい。

仕様書等について疑義等があるときは、質問受付期間内において関係職員の説明を求めることができます。

- (2) 見積書の提出は、封緘のうえ、件名及び見積人の氏名を表記し、入札公告で指定した日時までに提出して下さい。（郵送による場合は、入札公告で指定した日時までに到着していること。）

2. 見積書

- (1) 見積書に記載する事項として、件名、金額、見積年月日並びに見積人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）を記載し、法人の場合は社印及び代表者の印、個人の場合はその者の印を押印して下さい。社印または代表者印のいずれかを欠く場合、見積人が法人の代表者と異なる場合など上記の記載によれない場合は、見積書を提出する前にその旨をお伝え下さい。
- (2) 見積書の様式については任意（A4）です。
- (3) 見積書の金額は、税込金額として下さい。

3. 無効の見積

次に該当する見積は、無効とします。

- (1) 見積金額を記載していない見積又は見積金額を訂正した見積
- (2) 2. の記載及び押印を欠く見積
- (3) 誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭な見積
- (4) その他見積に関する条件に違反した見積

4. 契約の相手方の決定

有効な見積りをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積をした者を契約の相手方と決定します。

5. 同価格の見積が2者以上ある場合の落札者の決定方法

- (1) 契約の相手方となるべき同価格の見積をした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積をした者にくじを引かせて契約の相手方を決定します。
- (2) 前項の場合において、当該見積りをした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該見積りに関係ない職員にくじを引かせます。

6. 再度見積

予定価格の制限に達した見積りがいない場合は、直ちに見積りをした者に対し、再度の見積依頼を行います。

7. 見積書の提出がない場合

見積書の提出日時までに見積書の提出がない場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行います。

8. 見積結果の開披

見積の結果は、契約予定者についてのみ通知します。ただし、見積の結果については、後日、当研究所の指定の場所において閲覧に供します。なお、閲覧の期間は1週間とします。

9. 異議の申し立て

見積をした者は、見積後、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません